5.2 非森林地帯の区画および施業対象地からの除外

5.2 非森林地帯の区画および施業対象地からの除外	
森林域以外(水域、崖地・岩石地、畑、荒れ地、市街地、採石地他観光開発地工場等、草地) 森林域を特定するため、は衛星画像解析からのみでは特定できない土地利用に供されている土地を 除外していく必要がある。除外していく区域を特定していく手法を以下に紹介する。	
森林以外の土地利用とは ① 水域→ 湖沼、二条河川域、ダム・貯水池 ② 岩石地・崖地 ③ 耕作地・畑 ④ 草地 ⑤ 市街地・宅地および観光施設その他森林以外の開発用地 ⑥ 採石地、採石跡地 ⑦ 道路敷き、鉄道敷き	
である。	
衛星画像解析では把握できない土地利用等形態は衛星画像判読により区分する。	
	124



























③ 耕作地•畑	1	
畑地帯は懐来県 大きくは市街地あ その周辺、小河川	.及び延慶県官庁ダム周辺、懐来県南西部黄土堆積地、昌平区中南部にまとまって広がって るいは灌漑可能農耕地域として一括して区画しているが。一方奥山地帯にも多くの集落があ の両側にも多くの農地が点在している。	おり、 り、
また、奥山地帯に は衛星画像解析で	には、小さな尾根にこつこつと建設された小さな段々畑も多く観察できる。このような細かい農 は把握できないことから、やはり衛星画像の判読で場所を特定し区画した。	地
農耕地帯は、大き ①山間渓流沿いの ②非灌漑農地、 ③官庁ダム湖周辺 ④市街地近接農地 に分けて把握分析	く)農地、 農地(灌漑可能農地) 3 する。手順は以下の通りである。	
		138















